

第 11 章 人権・同和教育

1 人権・同和教育の基本理念

日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、基本的人権尊重の理念を明確にしています。

しかしながら、いまだ物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさが大切にされない風潮、あるいは他人への思いやりの心が薄れ、自己の権利のみ主張する傾向が見受けられ、このような状況がさまざまな人権侵害を発生させる要因の一つとなっています。

そのため、人権教育によって、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、地域の実情等を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて、市民一人ひとりが自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性など、さまざまな課題について学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められます。

本市では、平成 6 年 9 月に「大垣市人権を尊重する都市」を宣言し、平成 20 年 3 月には、人権施策を総合的かつ効果的に推進していくために、「大垣市人権施策推進指針」を策定しました。現在は、3 回目の改定をした指針に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざして、人権教育をはじめさまざまな施策を実施しています。

2 人権・同和教育の基本方針

人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重され、自己実現が図られていくことが必要です。

そのために、学校教育や社会教育を通じて、学校・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築し、社会全体で規範意識の向上が図れるよう、発達段階に応じた人権・同和教育を効果的に推進していきます。

3 重 点

1. 学校における人権・同和教育の推進

学校教育においては、全教職員がすべての教育活動を通して、人権感覚をはぐくむ学習内容・指導方法の改善に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じて認識力・自己啓発力・行動力を育成し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進します。

また、教育活動全体を通じて、個人の尊厳と自由を重んじ、一人ひとりを大切にする人権尊重の精神を養っていきます。

具体的には、次の点を重視し、学校教育活動のあらゆる領域を通じて行います。

- ①各学校における人権・同和教育の方針や重点を人権・同和教育全体計画に位置づけ、その充実を図る。
- ②地域及び児童生徒の実態を明らかにし、学校の当面している差別偏見等の問題点を把握するとともに、行動力の育成を主たる目的とした「ひびきあい活動」の取組を各校で意図的・計画的に実施する。
- ③人権・同和教育資料の収集整備をし、研修体制を確立する。

- ④人権・同和教育研究部会において、各学校の人権・同和教育担当者による具体的な問題の研修・交流を行うとともに、人権・同和教育推進のための指導者を養成する。
- ⑤人権・同和教育教員研修を実施し、人権・同和问题に対する正しい認識を深め、指導体制の確立を図る。
- ⑥人権講演会や研修会に積極的に参加し、現状における問題点について認識を深める。

2. 地域社会における人権・同和教育の推進

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、あらゆる機会において、人権に関する学習の一層の充実を図るとともに、社会教育施設を中心として、学校や社会教育関係団体等との連携を図りながら、人権に関するさまざまな学習機会を提供します。

具体的には、次の点を重視し、社会教育活動のあらゆる学習機会を通じて行います。

- ①地域住民の学習をより活発にするための学習を促進し、地域内外の交流をより深める。
- ②地域において積極的な自主活動を促進し、団体育成に努める。
- ③生涯学習講座など、さまざまな学習の場到人権・同和教育を位置づけ、市民の人権意識を高め、学習を深める。
- ④社会教育委員、社会教育推進員、青少年育成推進員等へ研修の機会を提供し、人権・同和问题の意識化を図る。
- ⑤家庭教育学級等を通じて、親子で人権についての理解を一層深めるための学習機会の充実や情報提供に努め、家庭教育への支援を図る。
- ⑥人権啓発講演会、人権講座（心のふれあい講座）等を開催し、市民一人ひとりの人権・同和问题への意識と理解を深める。
- ⑦人権・同和问题についての正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るため、人権・同和教育推進資料を作成し、提供する。